学内外の研究費の合算使用について

学内外で獲得した研究費は、制限付きで合算して使用することができます。

学内研究費

　個人研究費（科研準備金を含む）、若手研究者奨励費、

プロジェクト型共同研究奨励費、共創的研究奨励費

学外研究費

　学外機関との共同研究や学外機関からの受託研究、また学外機関の公募する競争的研究費（科研費を除く）等、学外機関が研究を支援するために交付する研究費を指します。学外研究費の使用に際しては、学外機関が求める経費の執行ルールを遵守する必要があります。

科学研究費助成事業（科研費）

日本学術振興会が交付する競争的研究費です。科研費の使用に際しては、独自のルールにのっとって経費を執行する必要があります。

〇：研究手法が同類であれば合算可能。ただし根拠資料の提出を要する場合あり。

△：学外研究費の性質によっては合算可能。

×：原則、合算不可能。科研費に係る用務とその他の用務等、明確に切り分ける必要があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 個人研究費 | 若手研究者奨励費 | Ｐ型共同研究奨励費 | 共創的研究奨励費 |
| 個人研究費 | － | 〇 | 〇 | 〇 |
| 若手研究者奨励費 | 〇 | － | 〇 | 〇 |
| Ｐ型共同研究奨励費 | 〇 | 〇 | － | 〇 |
| 共創的研究奨励費 | 〇 | 〇 | 〇 | － |
| 学外研究費 | △ | △ | △ | △ |
| 科研費 | × | × | × | × |